

事務連絡  
平成27年6月25日  
(2015年)

指定通所介護事業所 管理者 各位  
指定認知症対応型通所介護事業所 管理者 各位

金沢市福祉局介護保険課長  
(公印省略)

指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出について

日頃から本市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、指定通所介護事業所等の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービス（いわゆる「お泊まりデイサービス」）を提供している金沢市内の事業所につきまして、利用者保護の観点から、国の指針に基づき、本市（指定権者）に事業実施の届出を行うことが義務づけられました。

既に事業を開始している事業所については、平成27年9月30日までに届出書等のご提出をお願いします。

宿泊サービスを実施する各事業者におかれましては、本指針に沿った事業運営に努めていただきますよう、格別のご配慮をお願いします。

届出事由	提出期限	提出書類
開始	宿泊サービス提供開始前	①届出書（別紙様式） ②勤務形態一覧表（届出月分）（参考様式1-1） ③資格証（宿泊サービスの従業者分） ④平面図（宿泊場所を明記したもの）（参考様式3） ⑤宿泊室の写真 （寝具・パーテーション等を設置した状態） ⑥運営規程 ⑦建築物関連法令協議記録報告書（参考様式18）
変更	変更の事由発生日より10日以内	①届出書（別紙様式） ・変更内容が分かる添付書類
休止・廃止	休止・廃止する日の1月前	①届出書（別紙様式）

本指針及び提出書類の様式については、下記ホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

（ホームページ：  
金沢の介護保険＞事業者向け各種申請・届出等様式）

金沢市介護保険課  
給付係  
TEL：076-220-2264  
FAX：076-220-2559